

令和4年

第16回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

## 令和4年第16回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年10月28日 金曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時40分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 吉村 昌之

大塚和歌子

奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長 伊藤 真人

教育次長 和田 渉

総務課長 元野 隆史

教職員給与課長 伊岡森 亨

特別支援教育課長 佐々木 孝紀

7 会議に付した事項

議案第39号 令和5年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

議案第40号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第41号 教職員の懲戒処分について

議案第42号 教職員の懲戒処分について

8 可決した事項

議案第39号 令和5年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

議案第40号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第41号 教職員の懲戒処分について

議案第42号 教職員の懲戒処分について

9 会議の要旨

### 【安田教育長】

ただいまから、令和4年第16回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は3番大塚委員と5番奥委員にお願いします。

2番岩佐委員と4番伊勢委員は、欠席しております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第41号及び第42号の「教職員の懲戒処分について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでし

ようか。

**【全委員】**

異議なし。

**【安田教育長】**

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、議案第39号「令和5年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について」総務課長から説明をお願いします。

**【総務課長】**

議案第39号「令和5年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について」説明概要

- ・ 人事異動方針は人事異動の考え方のベースになるものであり、人事担当者はこの方針と、教職員から出される異動希望や各所属の要望を調整しながら、人事異動作業を行うこととなる。
- ・ 大まかな方向性を示す『1基本方針』と、より具体的な方向性を示す『2実施方針』を標題とし、学校に勤務する教員、事務職員のそれぞれについて、①適正な人員配置、②積極的な人事交流、③管理職への積極的な登用、④家庭と仕事の両立への配慮、という項目建てで構成している。
- ・ これらの内容を踏まえ、例年同様に、家庭と仕事の両立に配慮しつつ、教職員の適正な配置を行い、組織として様々な課題に的確に対応できる体制とするよう努める。
- ・ この方針案を承認いただいた後には、各所属に対して方針案を通知し、教職員から出される異動希望を取りまとめるとともに、各所属長の意見を聞くこととなる。それらを踏まえ、人事異動作業を行い、3月の教育委員会会議においてその内容を御審議いただくこととなる。

**【安田教育長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【大塚委員】**

毎年、教員も含めると千人以上の大異動となるんですね。適材適所の配置や人間関係等、色々考慮することがあると思うので、異動の指示を出すときには大変だと思います。生活が一変するという困難もあるかもしれませんが、新しい人間関係や、新しい先生方に会う等の期待と希望も込められております。作業をする方は大変だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

**【安田教育長】**

ありがとうございます。

**【吉村委員】**

基本方針の、「家庭生活と仕事の両立支援」について、育児、介護に配慮するのは、大体

どれくらいの割合でしょうか。育児は当然なんですけれども、やはり介護もこれから多くなってくるのではないかと思うんですが、その割合は、年々増えてきているのでしょうか。

**【総務課長】**

今、手元に数字はないのですが、介護は今後どんどん増えていき、逆に、育児の方が減少傾向にあると思います。

**【吉村委員】**

少子高齢化で、育児が少なくなり介護が増えていくということなのでしょうが、当然、足りない分は講師等が教員の人員不足を補っていかねばならないと思いますので、やはり県自体が、要望、予算措置をしっかりとやっていかねばならないと思いました。

**【安田教育長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【安田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第39号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【安田教育長】**

それでは、議案第39号を原案どおり可決します。

次に、議案第40号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

**【教職員給与課長】**

議案第40号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 改正理由は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に鑑み、職員を降格させる場合の取り扱いについて、一般職の国家公務員に準じて定める等の必要があるためである。
- ・ 改正内容は2点あり、1点目は、職員を降格させる場合の取り扱いについてである。降格させる場合はその職務の級に応じ、下位の職務の級に決定することを定め、降格後の給料の号給について対応表によること等を定める。
- ・ 2点目は、第9章の4として新たに定める条例附則第4項等の規定による給料についてで

ある。定年年齢の引き上げに伴う役職定年制の導入により、管理監督職にある者については、60歳以後に、管理監督職以外の職に異動させることとなる。県教委では60歳以後の4月1日を異動日と想定しているが、これに拠らない異動等をした職員について、給料として支給する差額の算出方法等、必要な事項を定める。

- ・ 施行期日は、令和5年4月1日である。

#### 【安田教育長】

ただ今の説明について、質疑等はございませんか。

#### 【吉村委員】

役職定年後は給与が下がるんでしょうけれども、先生方の給与に関して、職能給はあるのでしょうか。給料表に合わせて給与を決めていくんでしょうけれども、例えば、この資格を持っていれば給料が上がる等の職能給というのは元々ないのでしょか。

#### 【教職員給与課長】

秋田県では、知事部局も含めて定められた給料表、教育職であれば号給というのがございまして、それで一律、給与額を当てはめております。ただ、大卒や高卒、大学院卒等の採用時の学歴や経歴によっては初任給が変わりますけれども、基本的には給料は定められた給料表に従ってお支払いしております。

#### 【吉村委員】

今、DXやギガスクール等色々なものを求められて、先生方は個別最適な学びをしなければならないという状況で、様々な研修を自ら進んで受けることがありますので、そうすると、自分の必要な能力を自分で掘り出して培っていくことになります。民間であれば、一定の能力については職能給がつくことがありますが、今後そのようになるのかもしれませんが、現在は一律に、横並びの金額ということなんですね。

#### 【教職員給与課長】

現状としては、定められた一律の給料表になりますけれども、今後、民間との比較や、或いは教育委員会のみならず知事部局の給料の考え方が、これから整理されて、おっしゃるように職能給というのが一つの検討材料になろうかと思っておりますので、今後それも踏まえて考えていきたいと思っております。

#### 【大塚委員】

質問が3点あります。1点目は、これは変えることはできないと思っておりますけれども、「降格」という言葉を変えられないのかと思っております。格を降ろすという字を見ると心苦しく感じます。

2点目は、最後に校長先生だったときより3割減になりますが、その7割の給料からスタートして、それから少しずつ級が上がっていくということはあるのでしょうか。

3点目は、3割減は全国的な決まりなのかもしれないですけども、今、医療も進んでますし、昔とは全然体力的に違うので、秋田県だけ例えば、給料の7割は下がったけれども、プラス10%にする等、そういう何か特別な手当がないものかと思いました。一律下がってしまい本当に申し訳ないし、まだまだ元気で頑張ってもらいたいですから、秋田県がプラス10%給料を上げますということができないのでしょうか。30%でも良いと思います。このようなことは続かないのかもしれませんが、まだまだ元気な先生方に、私たちも恩恵を賜ってきているので、そういうことを思いました。

**【教職員給与課長】**

「降格」という言葉の使い方について、非常に抵抗を感じておりました。定年というのはある意味、「荣誉」というか、そこまで頑張ってもらったということですので、「降格」で落ちるとするのは、言葉の使い方に対する疑問もたしかにありました。国がこの制度を作るに当たって「降格」という言葉を使っておりますし、また、教育委員会のみならず県の人事課でも、今回はこれを活用しようということになったため、「降格」という言葉を使っております。

それから昇級の話であります。教職員であれば1年勤務すれば号給が4つ上がるんですけども、人事課に今一度確認して、内容を見ていきたいと思っております。

最後に3割減の話であります。令和5年度から国に準拠した形で県で取り扱うようにという国からの方針を受けて、全国的にそのような形で動くのですけれども、今後、定年延長後の勤務について、働き方改革等の観点も含め、国でどのような動きをするのか、それを受けて県でどのような対応するのかは、今後の検討事項になろうかと思っております。今お話できるのは、管理職の給料の7割は保証して、それを定年延長後の生活につなげていただくということです。

**【安田教育長】**

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【安田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第40号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【安田教育長】**

それでは、議案第40号を原案どおり可決します。

ここで、「5 その他」として何かございませんか。

特になければ、議案第41号及び第42号については、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【安田教育長】**

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第25条により秘密会といたします。傍聴の方は退室をお願いします。

※秘密会のまま終了